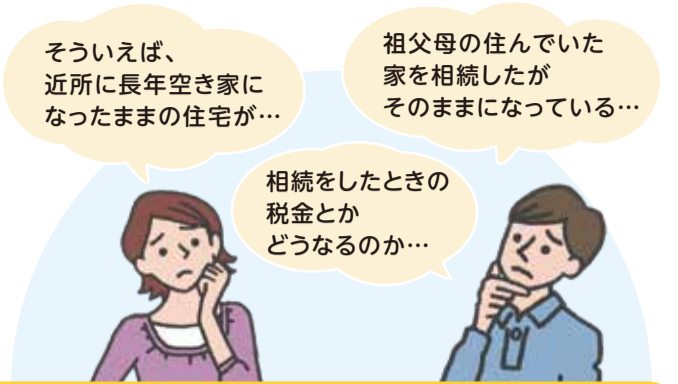


空き家を所有している人も / 空き家を所有していない人も /
空き家は、“市民みんな”の問題です

人口減少や高齢化などの進行により、北九州市の「空き家率」は15.8%（平成30年）と、全国の政令指定都市でワースト2位となっています。住み良い環境づくりのためにも、空き家の解消は必要不可欠です。



空き家を所有している人で...

売りたい・貸したい人は

1 空き家バンク

「空き家を売りたい(貸したい)人」から空き家の情報を登録してもらい、市が売買や仲介を行う不動産業者に橋渡しする制度です。令和2年度までに登録された341件のうち、235件が成約しています。

利用者の声

市の事業だから安心してお任せ



両親の他界後、実家は20年以上も空き家の状態。電気の基本料金や火災保険料も負担になっていましたが、処分しようにも、どこに相談したらいいかさえず、悩みは深まるばかりでした。そんなとき、市政だよりで空き家バンク事業を知り、令和元年の秋に申請。共同所有者の妹も「市の事業なら安心」と賛成してくれました。結果、数社の不動産事業者さんが手を挙げてくださり、今年の2月に無事、売却。長年放置していた家財道具もすんなり処分できました。自分一人の力ではとても無理で、本当に助かりました。

H・Tさん 八幡東区(70代女性)



有効活用したい人は

2 空き家リノベ補助 (住まいの安全安心・流通促進事業)

耐震性がある中古住宅の購入者・賃借者、空き家を相続した人に、エコ・子育て・高齢化に対応する改築・改修費用の一部を市が補助する制度です。上限30万円(若者や子育て世代は上限40万円)。

撤去したい人は

3 老朽空き家等除却促進事業

昭和56年(1981年)5月以前に建築された空き家などで、倒壊や屋根の落下の恐れのある家屋などの除却(撤去)に要する費用の一部を市が補助します。上限50万円(居住を誘導する区域は30万円)。

そのまま管理したい人は

4 空き家管理サービス事業者紹介

長期不在の留守宅が心配な人や空き家を管理しておきたい人などに、市内で空き家の管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する制度です。提供するサービスには、家屋の点検・風通し、郵便物の確認や除草などがあります。

施設入所などで自宅が「留守宅」になる高齢者は...

市と連携した市民主導の団体による「留守宅対策事業」

「一人暮らしの高齢者だが、施設に入所することになった」など、さまざまな事情で自宅が空き家になる(なっている)人も多いと思われます。そうした「留守宅」を、いつ帰っても大丈夫なように、所有者に代わって管理をしたり、空き家の活用方法の相談を受けたりしています。また、「空き家」の発生を予防する取り組みとして、高齢者施設での出前講演やIT(情報技術)を活用したオンラインセミナーを行っています。



問 (一社)北九州空き家管理活用協議会
 ☎967・0203

空き家を活用したい人は...

5 空き家活用の専門相談[無料]

相続や登記のほか、売買、賃貸など空き家に関する専門的な相談を市が受け付けます。



近所の空き家に困っている人は...

安全面、衛生面、治安面の問題など、放置された「空き家」は地域社会にさまざまな影響を及ぼします。空き家を所有している人も所有していない人も、人ごとではありません。近所の空き家に困っている人は、気軽にご相談ください。



空き家相談[各区役所総務企画課] 空き家に関する一般的な相談を受け付けます

- 門司区 ☎331・0001
- 小倉北区 ☎582・3301
- 小倉南区 ☎951・4112
- 若松区 ☎761・4045
- 八幡東区 ☎671・1459
- 八幡西区 ☎642・1442
- 戸畑区 ☎871・3600

お問い合わせ窓口



建築都市局空き家活用推進室
 ☎582・2777



建築都市局監察指導課
 ☎582・2918

【この特集に関するお問い合わせ】建築都市局空き家活用推進室 ☎582・2777